

アメリカ・カリフォルニア州における障害者支援と障害者虐待施策に関する考察 —国際比較をとおしてみえてきた課題—

○ 九州看護福祉大学 増田公香 (2284)

キーワード：障害者虐待、アメリカ・カリフォルニア州、ランターマン法

1. 研究目的

日本においては 2011 年に障害者虐待防止法が制定された。しかしながらその後も津久井やまゆり園事件等障害者虐待事件が後を絶たない。また日本の障害者虐待防止法においては、保育園・教育機関・医療機関が通報対象となっていないという現状がある。

筆者は、米国カリフォルニア州ロスアンジェルスを訪れ、障害者福祉サービスの実態把握を行う為、研究機関及び関連機関を訪れ実際インタビュー調査を行った。その結果、アメリカ・カリフォルニア州では連邦法である「障害をもつアメリカ人法」と州独自の「ランターマン法」により支援が展開されていることが明らかとなった。

本発表では、アメリカ・カリフォルニア州における障害児者施策の実態及び障害者虐待対応施策の具体的方策について明らかにする。その上で、今後日本に求められる支援施策について検討することをその目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点および方法としては次の方策で実施した。アメリカ・カリフォルニア州ロスアンジェルスに赴き研究機関のセンター長及び地域の実践現場の方々に直接インタビュー調査を行い、また資料を収集した。

1. インタビュー対象機関

UCEDD (University Center for Excellence in Developmental Disabilities), Lanterman Regional Center、いずれもカリフォルニア州ロスアンジェルスにある。

2. インタビュー対象者

UCEDD センター長 Yin 博士、Castillo-Chacana 氏 (当時)

3. インタビュー実施時期

2018 年 3 月 14 日 (水) 10:00~16:30 の間で各々 2 時間

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづき、調査内容について説明し書く対象者から同意・承諾を得たうえで実施した。

4. 研究結果

アメリカ・カリフォルニア州における障害者福祉施策について考えるとき、主たる施策の基軸となっている法律として 2 つが挙げられる。第一に「障害をもつアメリカ人法 (P.L.101-336 American with Disabilities Act of 1990, 以下「ADA」) で第二に「ランタ

ランターマン発達障害者サービス法(Lanterman Developmental Disabilities Act, 以下「ランターマン法」)である。ADA が全米レベルで展開されている連邦法であるのに対し、ランターマン法はカリフォルニア州独自の法律である。ランターマン法は 1969 年に成立し波多津障害のある人々の地域移行の権利保障を行っている。

第一に、カリフォルニア州における障害児者施策の実態及び方策については次のことが明らかとなった。カリフォルニア州においては、ADA 及びランターマン法により、以下の支援施策が展開されていた。在宅で生活する障害者を対象に、家庭内支援サービス(In-Home Supportive Service, 以下「IHSS」)を中心とする多様なサービスが展開されている。IHSS を受けるにはメディカル・メディケイドと補足的保障所得を受けていることが条件となる。地域の障害者支援の中核機関となるのがリージョナルセンターである。支援施策の特徴は、アウトリーチによるサービスが中心に展開され、また応用行動分析(Applied Behavioral Analysis :ABA)というエビデンスに基づいた支援が展開されていた。

第二に、カリフォルニア州における障害者虐待施策については以下のことが明らかとなった。カリフォルニア州における障害者虐待対応システムは、他の多くの州と同様、児童保護サービス(Child Protective Services,以下 CPS)と成人保護サービス(Adult Protective Services,以下 APS)を基軸に展開されている。障害者虐待に関しては、家庭で発生した場合は、被害者が18歳未満の児童ならば児童保護サービスが、18歳以上の成人ならば成人保護サービスが調査を実施する。学校で発生した場合は、児童保護サービス・教育委員会が調査を行う。医療機関で虐待が発生した場合はカリフォルニア州健康保健局およびカリフォルニア州医療局が調査を行う。高齢者施設等で発生した場合は、カリフォルニア州長期介護オンブズマンが調査を行う。このように障害者虐待の調査機関に関しては、多くの機関が関係し複層的に調査及び対応を行っていることが確認できた。

第三に、障害者虐待の概念定義の拡大が行われていた。虐待の類型として①身体的虐待②性的虐待③遺棄④孤立⑤金銭的虐待⑥ネグレクト⑦セルフネグレクト⑧心理的虐待であった。現行の日本における障害者虐待防止法で定義されている類型と比較すると、遺棄、孤立、セルフネグレクトが加わっていた。

5. 考察

本調査結果をとおり、現状の日本と比較した場合今後次の点を検討していく必要があると考える。第一に、障害者施策に関してエビデンスに基づいたアウトリーチの方策である。第二に、障害者虐待に関しては、あらゆる機関を通報対象とした複数の機関が関わることにより複層的に早期発見早期介入のシステム構築が求められる。第三に、時代が変化する昨今の状況を踏まえ、セルフネグレクト、孤立、遺棄等等、障害者虐待の概念拡大も必要であると考えた。

本研究は、日本学術振興会基盤研究(C)「障害者虐待に関する国際研究～日本・アメリカ・フィンランドの比較～」(課題番号:15K04009)の一部として実施した。